6-2 総合研究所の活動

[到達目標]

「人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究」という本学の理念の達成を目標とする。

活発な研究活動が展開される研究環境を整備・維持するとともに、それらの研究活動の状況が社会の中で認知される体制を構築する。研究者が、専門領域及び学術領域の枠を超えて有機的な研究協力のもとに築いた研究成果を、広く社会に発信することによって時代の要請に応えることを目指している。

A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標をそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群・大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

C群・大学・学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

総合研究所の設置目的は、総合研究所設立時の「青山学院大学総合研究所運営規則」(1988年9月26日の学校法人青山学院理事会で承認、翌27日から施行)の第2条に次のとおり定められている。

「研究所は、本学の教育・研究との有機的な関係のもとに広く学術を統合し、各専門領域及び学術 領域の研究を行なうほか、国内外の大学及び研究機関との交流を図り学術文化の進展に寄与し、もっ て本学の教育・研究の基礎を培い、その水準を高揚することを目的とする」

総合研究所は、上記理念・目的に基づいて1988年10月に設立され、2003年の規則改正による「青山学院大学総合研究所規則」第1条に「学校法人青山学院は、青山学院大学における教育研究との有機的な関係のもとに、広く学術を統合し、社会と学術文化の進展に寄与することを目的として、大学に総合研究所を設置する」として受け継がれている。研究所活動資金としては、総合研究所基金の果実収入及び万代奨学金基金よりの特別繰入金等により運営している。2006年度は果実収入より4,000万円の繰り入れがあり、各研究プロジェクトへ研究活動のため予算配分し、また、研究活動そのものだけでなく、研究成果としての市販本出版への助成も行っている。2005年度までに160の研究プロジェクトによって研究活動が行われ、その成果として122点の研究叢書、8点の報告論集刊行と、35点の市販本を出版してきた。

なお、この**理念・目的は、総合研究所ホームページ及び毎年発行する『総合研究所報』に掲載**している。

また、この理念・目的の実現及び社会的要請への対応として、**研究プロジェクト募集に際して、各領域の研究プロジェクト以外に、課題別研究部を設けて参加を呼びかけている**。

A群・当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、 妥当性

総合研究所は、1988年、文学部、経済学部、法学部、経営学部、国際政治経済学部、理工学部に対応している各研究センターと、本学の教育理念がキリスト教精神を基盤としていることから、とくに設置されていたキリスト教文化研究センターとの7研究センターを基本として設立された。1994年より、各研究センターの横断的なテーマのプロジェクトの受け皿として、学際プロジェクトを発足させ、所長直轄の研究プロジェクトとする規則変更がなされた。

しかし、前回(2002年度)の自己点検・評価報告書のなかで、とくに大きい問題として、『現研究センター方式のシステムのみでは扱えないテーマの認識と、「総合」をどう定義するかの議論が必要である。また、大学院大学教員の総合研究所への参入を実現化し、全教員が研究活動に参加できるようにする。』ということがあげられ、「自己点検・評価委員会」及び「総合研究所運営委員会」において、学部単位のディシプリンに合いにくいテーマ、学部の枠を超えた広域的なテーマを扱うことが事実上難しいと認識され、総合的学術の研究をより活発に行えるよう、研究センターを整理統合し、研究所を改組するべきとの意見が出ていた。

これを受け、2001年7月に発足した所長直轄の改革委員会の協議を経て、2003年4月1日に従来の組織を改編し、現在2つの研究部門(総合文化研究部門・領域別研究部門)と特別研究プロジェクト及びe-Learning人材育成研究センターがある。総合文化研究部門は課題別研究部とキリスト教文化研究部に分かれており、領域別研究部門は人文科学研究部、社会科学研究部、自然科学研究部にそれぞれ分かれている。

総合文化研究部門は、3年以上5年以内の研究期間で、共同研究であることが要件。さらに、課題別研究部のプロジェクトは、「多くの人々の関心を呼ぶ、現代社会における緊急性の高い重要なテーマ」についての総合的、学際的な研究であること。キリスト教文化研究部のプロジェクトは、「様々な社会問題の解決に寄与するキリスト教関連の研究テーマ」で、やはり緊急性の高い重要な研究で、多くの人々の関心を呼ぶものとしている。

一方、流行に関わりなく常に普遍的な問題を研究するという思想のもと、領域別研究部門の人文科学研究部、社会科学研究部、自然科学研究部でも、それぞれの分野で「多くの人々の関心を呼ぶ、重要なテーマ」の2年以内の研究とし、個人研究も受付けている。

この改編によって各研究部と学部との関連が解消され、課題であった大学院大学教員の参入が可能になり、すでに活動中である。

総合研究所は上記各研究部の活動を通して研究の総合化を図っている。これらの運営は、ほぼ月1回開かれる総合研究所**運営委員会**と随時開かれる総合研究所**管理委員会**に拠っている。

運営委員会は所長のもとに、事業計画の策定等研究所運営の基本方針に関する事項を審議している。 構成員は以下のとおりである。

学長、副学長(1名)、所長、各研究部長、大学事務局長、事務室長 計11名

管理委員会は学院長のもとに、総合研究所基金の管理と運用ならびに研究所の管理に関する基本事項を協議している。構成員は以下のとおりである。

院長、理事長、常務理事(3名)、学長、副学長(1名)、所長、総局長 計9名 また、研究に関連するすべての業務をより効果的に推進し、研究の強化をめざすために研究部幹事 会(若干名)が設置されている。

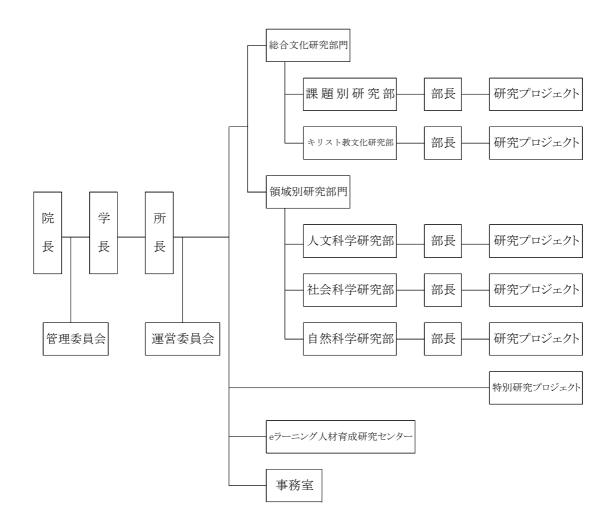
さらに**研究所の事務を処理するために研究所事務室が設置されている**。その構成は以下のとおりである。

事務室長、事務職員(3名)、パートタイム職員(1名) 計5名

研究員は、本学教員が所員となって、それぞれのプロジェクトに積極的に参加し、総合研究所の所員(研究所専任所員または兼担所員)を兼ねる形で行われている。総合文化研究部門では $3\sim5$ 年、領域別研究部門では2年の研究活動を行い、プロジェクト終了後再び学部の任務に専念するシステムになっている。

また、研究の充実を図るため、**必要により外部研究機関等から研究者を、客員研究員あるいは特別 研究員として当該プロジェクトに加えることができる**ものとしている。

総合研究所組織図



上記の組織・機構を基に、それぞれのプロジェクトによる研究活動は活発に展開し、継続的に研究成果を公表してきた(『総合研究所所報』参照)。その成果として、「e-Learning専門家の人材育成」及び「協働型まちづくりの実践的研究」の2つのプロジェクトが2005年度の文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択され、その発展形として2006年4月に社学連携研究センターが設立され、社学連携機構のもとに位置付けられている。

A群・論文等研究成果の発表状況

活性度を検証するためのシステムとして、(1) プロジェクト申請・承認及び中間評価のシステム、(2) 予算執行における申請・承認システム、(3) 成果・公表に関するシステムがある。

(1) プロジェクト申請・承認

総合研究所の研究活動の大要は、**全学教員の自由な発意に基づく研究プロジェクトを構成しての共 同研究**という形によるものである。

プロジェクト申請・承認の手続きのあらましは次のとおりである。

- 1. 6月の運営委員会で次年度の研究プロジェクトの募集を決め、学部長会を通じて学部教授会で告知する。
- 2. 研究プロジェクトの応募希望者は、研究計画書(研究題目、研究内容、研究員、予算等)を総合研究所事務室に申請する。
- 3. 審査委員会を設け、提出された研究計画書を基に、外部審査委員を交えての書類審査と各プロジェクトの代表者に対してのヒヤリングを行う。
- 4. 運営委員会は、審査委員会の報告を基にプロジェクト採択について審議し、学部長会に提案、 最終的に総合研究所管理委員会が決定する。

(2) 研究予算執行

各研究プロジェクトの研究予算は、プロジェクト代表、各研究部長の承認を得て執行されている。 共同研究及び受託研究については、特に課題別研究部及び特別研究プロジェクトで活発に行われて おり、学長までの承認を得て実施されている。

(3) 成果・公表

研究プロジェクトは、研究期間終了の翌年度には研究成果の刊行が義務づけられている。2005年度までで研究叢書として刊行されたものは120余点、報告論集として8点にのぼり、市販本として出版されたものは35点である。

また、**研究期間中は、研究会が頻繁に開催されている**。研究プロジェクトは研究報告会、公開講演会、公開シンポジュウム等を開催し、**研究成果発表とともに研究成果の教育への還元も図っている**。 さらに総合研究所報・同ニュースによる発表もなされている。

2006年度の主なプロジェクトテーマは、以下のとおりである。

[総合文化研究部門]

- (1) 課題別研究部
- (2) キリスト教文化研究部 ・キリスト教の霊性
 - ・青年期におけるモラル教育の危機と可能性

[領域別研究部門]

- (1) 人文科学研究部
- ・「声」と「身体」の探求
- ・大学における基本アカデミックスキルの育成プログラムの開発
- ・帝国官僚と支配
- ・前近代における王の権力と表徴
- (2) 社会科学研究部
- ・IT革命と企業経営
- ・コーポレートガバナンス改革と企業業績・企業価値の関連性に関 する国際比較
- ・日本・モンゴルのFTA(自由貿易協定)結成に係わる研究
- (3) 自然科学研究部
- ・健康な脳を維持する食生活因子の解析
- ・素粒子論に基づいた時空と物質の創生
- ・マイクロサイズのセルと1次元電極の製作、そしてそれによるア ハラノフ・ボーム効果の測定
- ・ジャストインタイム・スケジューリングに対する最適化手法の開発

A群・附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

研究プロジェクトの代表者及び研究分担者は、総合研究所所員として各自の研究プロジェクトの研究活動以外に総合研究所の業務を担当する。**所員は、学部及び研究科の教員が専任または兼担教員となり、また、総合研究所での研究成果は学部及び研究科の教育研究に反映されている**。

また、**公開セミナーやフォーラムでの講師を学内の専任教員が受け持つ**など、柔軟な対応が図られ、 **学部及び研究科と活発に交流している**。

- A群・個人研究費、研究旅費の額の適切性
- A群・教員個室等の教員研究室の整備状況
- A群・教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- A群・研究活動に必要な研修機会確保のための方途の適切性

以下に、研究条件の整備等について記述する。

(1) 近年研究プロジェクトの申請数が増え、採択の件数も増加の傾向にある。各研究部では、平均して2~3件の研究プロジェクトが研究活動を行っている。3年目の成果刊行に入った研究プロジェクトも入れると研究プロジェクト数は20前後になる。研究プロジェクトの構成員数は概ね4~8名で、所員(兼担)総数は、客員研究員・特別研究員を含め約150名程である。研究員の構成、プロジェクト計画内容、研究活動等については、毎年刊行する『総合研究所報』にて明らかにしている。

また、各研究プロジェクトの活動進行に伴い、研究用図書・資料は、質的にも量的にも充実してきており、**総合研究所図書室を併設して図書館別置図書として公開している**。

- (2) 各研究プロジェクト構成員は、必要に応じて、国内外出張における旅費、宿泊費、学会参加費、 図書購入、コンピュータ等の機器・ソフト購入、資料分類・整理・入力等の委託、資料複写代、 講演会・研究会開催費用、研究成果刊行費用等を随時使用することができる。その執行にあたっ てはプロジェクト代表、各研究部長の承認を得ることになっている。
- (3) 総合研究所のプロジェクト研究は共同研究を目的としているので、共同研究のための研究費の 使用に対しての規制は比較的緩やかである。なお、大学が各教員個人に割り当てている調査研究 費とは若干性格を異にするものであるが、この点については所員の意識向上を図る必要がある。

特に研究会、講演会開催などには研究所として特別の支援をしている。また各プロジェクトが 購入したOA機器等は、プロジェクトが終了するまで個人研究室等で専用に使用でき、必要によっては学部移管の手続きをとってプロジェクト終了後引き続き使用することもできることとなっている。

国外出張(長期)中も必要に応じて所員としての身分のまま、現地でも所員として研究費を使用し、資料収集、調査研究を行なえるようにしている。また、国内出張について、場合により出張期間等の延長が認められている。

- (4) 2002年度の規則改正によって、2003年度からは、とくに社会科学系における学際的研究分野への対応が可能になった。また特別研究員についても、大学院生の嘱任が可能になった。
- (5) 総合研究所の所員(兼担教員)の担当授業時間は現在、所員以外の教員と同じであり、所員としての研究活動による担当授業時間の軽減はない。

A群・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

C群・社会へ開放される施設・設備の整備状況

以下に、施設・設備等の整備について記述する。

- (1) 現在、総合研究所は所長室、事務室、図書室及び研究室からなり、総床面積は522㎡である。相模原分室所員は研究会、調査研究等で自由に使用することができる。その他共同機器室にはワークステーションが設置され、随時使用できるように配慮している。また各研究部は必要に応じてワークステーションに接続可能な状態にある。
- (2) 図書館別置図書として1989~2005年度までで和書約10,000冊、洋書約5,000冊、計15,000冊が各研究プロジェクトで購入され、登録後すべて総合研究所図書室に配架されている。所員は借出し手続きを経て、自由に使用することができる。なお、プロジェクト終了後の図書等に関しては、所員以外の人達にも利用が可能なように、大学図書館で現在デジタル化が行われている。
- (3) 各研究部の管理責任は各研究部長であり、各研究部幹事会が管理運営を行うものであるが、研究会等での研究室の使用、図書・資料の貸出し等の日常の管理は総合研究所事務室が担っている。 共同機器室は、ネットワーク委員会(ワークステーション維持管理のために運営委員会より委託された各研究部代表の委員)がワークステーションの維持管理をしている。通常はアルバイト

学生に業務を委託している。他の機器の管理については事務室が行なっている。また、前述のとおり、運営委員会に従来から事務室長が出席しており、事務局との連携も十分とりながら機器備品の維持管理に努めている。

A群・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性 A群・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

総合研究所の自己点検・評価委員会は、各研究部からそれぞれ1名と、事務室長と事務室職員1名で 構成されている。委員長は1年単位で、各研究部がローテーションで担当している。

自己点検・評価委員会はほぼ月1回開催され、初年度の自己点検・評価委員会からの申し送り事項、「重点的点検・評価項目」の中からいくつかの項目について検討を続けてきた。とくに2005年度集中的に検討された項目は、外部資金の導入、研究所組織及び内容の現状と将来計画、研究成果の発表方法などであった。

自己点検・評価委員会で検討され、議論された問題が運営委員会などに吸い上げられ、検討の上、常に改善が図られているということは、自己点検・評価のシステムが有効に機能しているものと評価される。このような委員会は、フィードバックのためのシステムが保証されていることが重要であり、2005年度の運営はまさにそれを実践するものであったと思われる。

検討事項の実現化に向かって、総合研究所自己点検・評価委員会が、運営委員会との有機的な関係を堅持しつつ、一層活発に活動してゆくことが望まれる。

以下に、前回(2002年度)の自己点検・評価報告書のなかで、とくに大きな問題点としてあげていた事項への対応を項目別に記述することとする。

1. 研究目的により、学内に共同研究の該当者がなく、個人研究という形か、外部の人との共同研究という形しか取れない場合について、個人研究への助成、客員研究員・特別研究員などの規制枠の柔軟性、外部研究者との共同研究ができるような体制の検討の必要性。また「慢性的な研究員不足」の問題。2002年度現在、所長以外は全員が兼担所員で学部の担当コマ数が減ることもなく研究時間の余裕がない現状。

<問題点への対処状況>

「個人研究への助成」及び「外部研究者との共同研究」については、規則の改正により、受け入れが可能になった。2004年度から2年間、個人研究の形による活動が行われ、2005年度には客員研究員及び特別研究員を合わせて40名を超えた。

「慢性的な研究員不足」は、研究センター方式から研究部方式への規則改正に伴い、プロジェクトへの応募は増加傾向にある。2006年度プロジェクトへの応募は10件あり、そのうち7件を採択した。 兼担及び持ちコマ数については、2004年度以降、所長を含めたすべての所員が兼担者である状態で あり、実現には引き続き検討が必要である。

2. 理工学部の大学院生を総合研究所の特別研究員として配置できないかという問題の検討。

<問題点への対処状況>

従来、在学中の者は特別研究員となることはできなかったが、「青山学院大学特別研究員規則」の改正により、2004年度からは博士後期課程の大学院生は特別研究員として研究プロジェクトへの参加が可能になった。すでに複数の研究プロジェクトで活動しており、総合研究所内にとどまらず、学内全体の研究活動の活性化に繋がることが期待される。

3. 本研究所も2002年度には15年目を迎え、さらなる効率のよい運営のために、運営管理に関する考え方の継続性を維持しつつ、時宜に即した適切な対処をするための組織・機構上の工夫が求められる。

<問題点への対処状況>

研究センター体制から、2003年度以降の現研究部体制への移行によって、**総合研究所運営委員会の** 構成員数が縮小された。結果的に迅速性が現れるとともに、運営委員会内の意思統一も図られること となった。

一方で、総合研究所の理念・目的を念頭におきつつ、社会の多様なニーズや問題に今まで以上に耳目を傾けて運営管理する責務が生じている。

4. プロジェクト申請手続きの問題点。参加者全員のテーマへの共通の熱意と問題意識の反省点。研究成果の義務化による、研究叢書、個人研究の寄せ集め等の形骸化。

このような問題に対し、設立の趣旨・理念をふまえ、研究活動の活性度を検証するシステムの有効な機能の必要性。研究成果について、学内外を問わず、広く客観的な評価を受けるための制度の構築。

従来、研究成果公表として、「研究叢書」または「市販本」の刊行が義務とされていたが、発表の 多面性を保持すべきであるとの報告が自己点検・評価委員会でなされた。とくに理工系の研究者 は、研究成果の「単行本」発表は稀であり、学会発表、学会論文集、専門雑誌投稿が最終的成果 物であるとの一般認識がある。発表形態、成果公表と研究報告書提出との分離の可否、総合研究 所発行元とする成果刊行、大学出版部の構築など要否・当否の検討の必要性。

<問題点への対処状況>

規則改正による組織改変をうけて、**プロジェクト採択時に学内外の審査委員を加えてヒアリングを行うなど、厳しい採択を実施していることで確実に意識向上が図られている**。また、研究成果の刊行については、採択時の重要な判断要素としており、今後刊行される市販本に期待がもてる。

総合研究所研究成果を発行元として、「青山学院大学総合研究所出版局」を設置し、総合研究所の研究成果を当出版局で発行するという構想については、2005年4月から運営委員会で検討しており、2006

年度中に設置の見込みである。

5. 総合研究所から生じる知的財産の取り扱いに関する問題。

<問題点への対処状況>

総合研究所の活動から生じる知的財産の取り扱いについては、現在、総合研究所において知的財産に関する規定として、①所員、客員研究員若しくは特別研究員である者または、所員、客員研究員若しくは特別研究員であった者(以下「所員等」という)が、研究所における研究活動を通じて著作物を創作した場合に、その著作物に係わる著作者の権利及びその取り扱い等を明確にする「青山学院大学総合研究所著作規則」と、②発明または考案(以下「発明」という)を行った場合に、その発明に係わる特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利(以下「特許を受ける権利」という)及び特許権または実用新案権の取り扱いを明確にする「青山学院大学総合研究所発明規則」の2つがある。これらの規則は1994年に制定されたものである。いずれの権利に帰属するかについて、前者においては所員等の名で公表された所員等著作物に関する著作権等の権利はその者に属し、後者の場合はその発明に係わる特許を受ける権利及び発明者にあるとしている。受託研究における発明についても「青山学院大学受託研究規則」第4条により、委託受託研究契約により研究プロジェクトと委託者間で協議するとしている。前述の「著作規則」及び「発明規則」では、著作者及び発明者がそのことにより一定額以上の報酬を得た場合のみ規定の金額を総合研究所基金に拠出することとし、現状では、これらの知的財産権については総合研究所内で対応することとしている。

近年の情報技術(IT)の急速な発展により、情報技術に関する特許出願がますます増加している。 既に、社会では特許侵害の問題も生じ、莫大な賠償金請求を受けることも発生している。研究者に対 して知的財産権に関する意識を高める活動を行うとともに、関連する諸規則を早急に制定する必要が あり、併せて学院独自の法務対策の充実が求められよう。

6. 総合研究所共同機器室に設置のワークステーションは、学部のLANが完備されたことにより、実際の利用者は非常に少ない。運営委員会はこの現状を踏まえ、これ以上の設備投資は行わず、現状維持の範囲でのネットワーク環境とすることとした。しかし、受託研究の推進のため、総合研究所独自のワークステーションの充実が必要との意見もある。

<問題点への対処状況>

総合研究所のネットワーク環境は、当時の運営委員会の意向どおりに配備されている。

なお、このワークステーションを利用して、**懸案であった総合研究所の図書管理が可能になり**、2005年度からは図書登録をすすめている。また、総合研究所ホームページオリジナルサイトの立ち上げにも利用している。今後は研究会での活用なども検討し、単に教員の利用という面以外での有効利用のためにも整備維持してゆく必要がある。

独自のワークステーションについては、e⁻Learning人材育成研究センターに設置されて稼動しており、**受託研究推進のみならずプロジェクト研究員の研究活動に供されている**。

7. 研究活動を支援する従来型の事務組織に止まらず、研究の推進、開発と研究機関との連携や外部 資金受け入れ可能な全学的体制を構築することが必要である。そのためには事務組織の統合によ る体制の強化が不可欠。とくに国家資金等に伴う会計処理業務ができる人材の配置を求めていく。

<問題点への対処状況>

2002年度から制度上の改変は行われていないが、プロジェクトによってはすでに外部資金及び国庫補助を受けて活動しているものがある。事務室の構成員の範囲では前回の報告時点と同様であるものの、対応として、他部署との連携、協力を図ることによって改善・向上をみることができた。2005年度には2つのプロジェクトが文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択され、オープンフォーラムの開催による社会への公表等により広く評価も得られている。今後も、情況に応じた対応のために関連部署との連携、協力関係を堅持し、できれば制度として取り組む方向をめざしたい。

8. 相模原キャンパス開学に伴い総合研究所の組織を同キャンパス内に設置することが必要である。 この組織における活動については、今後の検討が必要である。

<問題点への対処状況>

相模原キャンパスが開学して3年を経た現在、同キャンパス内には総合研究所の名のついた事務部 門及び施設は存在していない。研究プロジェクト及び自然科学研究部を主とした各研究部門の研究活動の事務は、研究支援ユニットの研究支援グループが研究支援業務の一環として取り扱っている。

学内的には、研究者及び事務部門の慣行としてすでに認識されているが、外部からも総合研究所の 姿が見えるようにしておくことは、大学の今後の姿として重要であろう。

9. 総合研究所の図書の問題。プロジェクト終了後図書館への移管が、総合研究所が開設された1988 年以降、2002年まで不実行で保管スペースが限界。大学図書館の図書の分類方法が総合研究所と 異なり管理処置に問題が生じ移管後利用者が不便となる問題。関係研究者の利用の便宜を優先す べきであるという問題と保管スペースの限界・現物照合などの管理上の問題との相反する問題を いかに解決すべきか検討中。この点につき図書館との協議が必要。

<問題点への対処状況>

総合研究所の図書を大学図書として登録し、設置を総合研究所図書室とすることとして、2005年度より登録作業を開始した。このことにより、図書館での検索とプロジェクト単位での配架が可能になり、懸案事項の解決をみることができた。徐々にではあるが総合研究所員以外の利用者が現れ始めている。

今後は、できるだけ速やかに登録作業を完了し、総合研究所の特色を持った図書室として、利用者 及び社会の要望に応えたい。